

(2)集落の概要

遺跡内には近接して存在するために同時存在は考えられない住居跡が存在するものの、重複する住居は全く存在しないこともその居住期間の短さの結果と考えられるだろう。発掘調査範囲が建設される道路幅分というために集落の全体像を知ることは不可能である。ただ本遺跡に隣接する他の遺跡群の調査結果等を考慮すると、遺跡のすぐ南側を流れていた前御勅使川(現在の県道竜王・芦安線)より北側の地域では平安時代に時代を絞ると、9世紀前半以前の遺構しか認められていないものの、川より南側の地域では白根町百々遺跡に代表される9世紀後半以降の遺構が圧倒的に多いことが明らかになっており、時期の違いによる集落立地の偏在性が認められそうである。ただ前御勅使川以北の平安集落は住居跡の分布密度も薄くその数も少ないが、以南の集落ではその数が爆発的に増加して当該地すなわち御勅使川扇状地における社会的中心地とも理解できる発展を示している。

遺跡内の掘立柱建物跡は合計5基発見されている。出土遺物は存在しないものの、主軸や配置された位置等からみて住居群と同時期のものと考えて差し支えないであろう。

立石下遺跡で発見されている5基の炭焼窯跡は正確な時期決定が不可能であるが、2区の2号・3号は平安時代の住居跡を切っており、総じて炭焼窯跡は住居群が放棄された以降、すなわち9世紀後半以降のものではないかと思われる。9世紀後半以降に属する数百基の住居跡を検出している百々遺跡では炭焼窯跡と考えられる遺構は全く発見されておらず、この立石下遺跡の地は、9世紀後半以降は前御勅使川以南の百々遺跡方面への炭の供給地として機能していた可能性も指摘できるのではないだろうか。

立石下遺跡は上記のように当該地における平安集落が爆発的発展を見る直前の時期に営まれ放棄された集落遺跡であったわけだが、その中の1基の住居跡から出土した奈良三彩は当時の集落の中で如何なる意味を有していたのであろう。

第4節 多彩釉陶器の意義

(1)はじめに

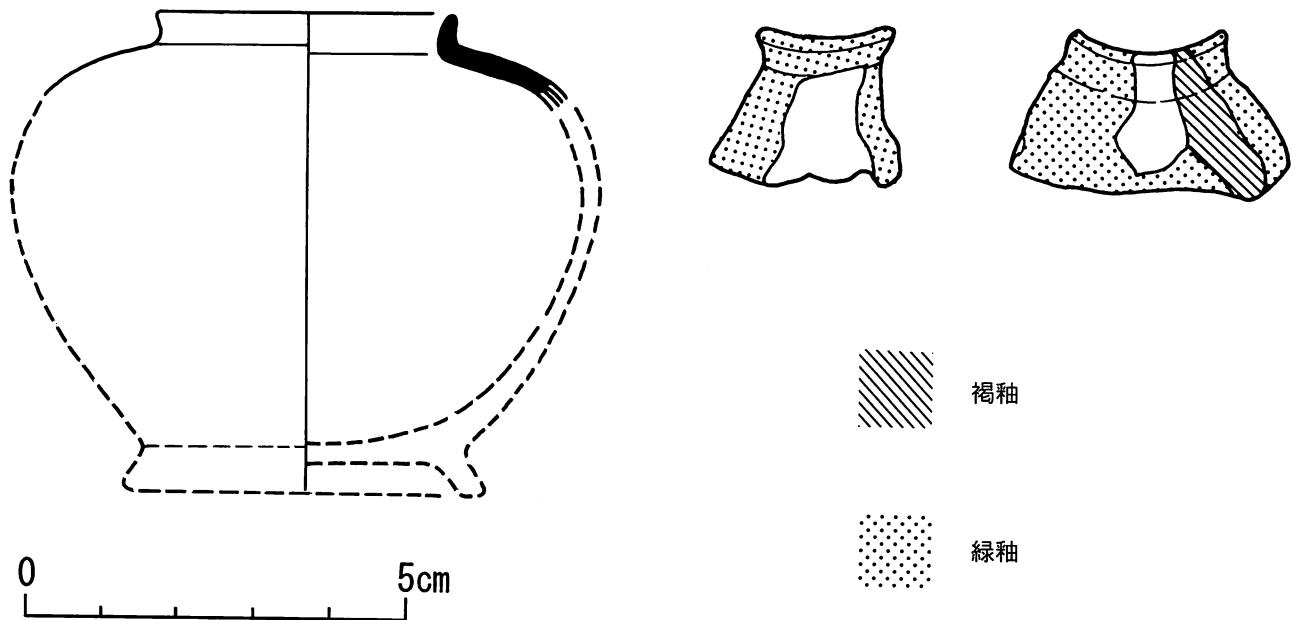
奈良三彩という名称は世間一般で用いられる呼称であり、正確には三彩・二彩釉陶器あるいは多彩釉陶器と表現すべきものである(樋崎ほか、1998)。この多彩釉陶器は日本では、8世紀前半から8世紀末・9世紀初頭という限られた時間の中で限られた数だけ製作された特殊な、そして祭祀的・宗教的性格を有する陶器である。本来同様な性格を有していたと考えられている緑釉陶器が全国3000個所以上の多くの遺跡で発掘されているのに比べ、多彩釉陶器は現在までに国内では僅か347個所の遺跡で出土が確認されているにすぎない(2000年11月現在。井上喜久夫氏の御教示による。)。国内では未だに未発見の地域も少なからず存在している。

本県でも多彩釉陶器の発見例は、垂崎市宮ノ前遺跡(平野ほか、1992)で10世紀前半代の住居跡覆土中より発見された小壺蓋と今回の立石下遺跡での発見例の二例のみである。その他に多彩とは言えないものの、1973年に東八代郡御坂町において白釉陶器が発見された例(山本ほか、1973)が挙げられるが、現在ではその詳細の検証は困難となっている。いずれにしても多彩釉陶器というものは、極めて類例の少ない遺物であることは間違いない。

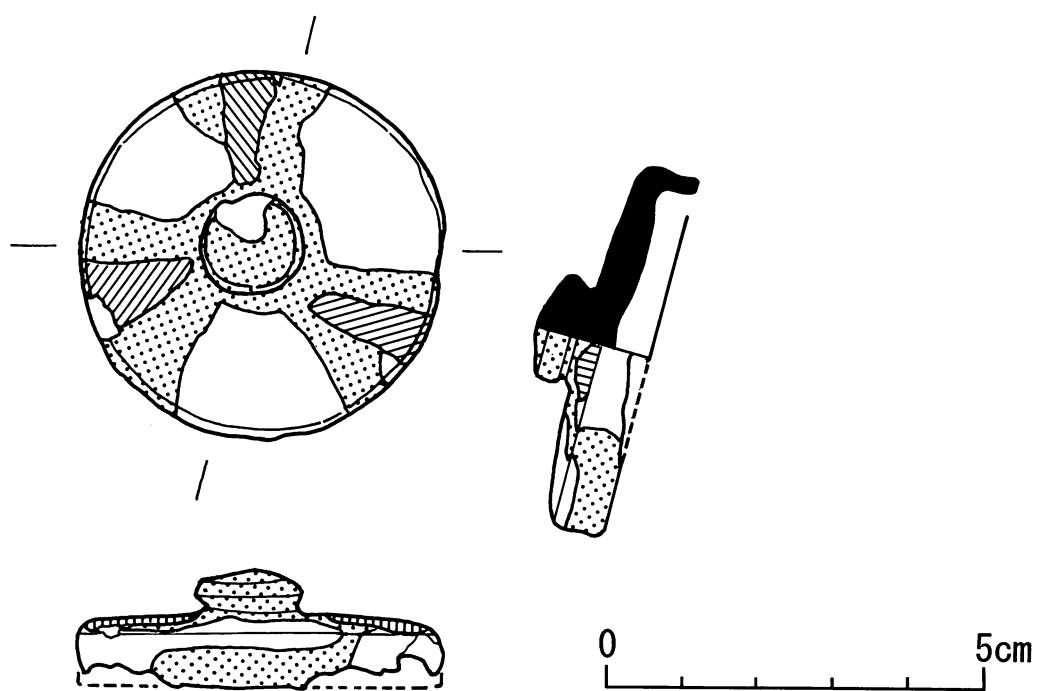
「奈良時代における彩釉陶器の使用例を見ると、そのほとんどが寺院関係や祭祀遺跡での出土が多く、その性格が宗教的なものであったことが考えられるのである。」(樋崎ほか、1998)しかし一般的の集落遺跡の住居跡からの出土例も極めて多く、それも県内出土の二例に見られるとおり器種としては小壺の数が一番多い。このような一般的の集落遺跡での多彩釉陶器出土の意味について少し考えてみたい。

(2)多彩釉陶器等出土住居跡について

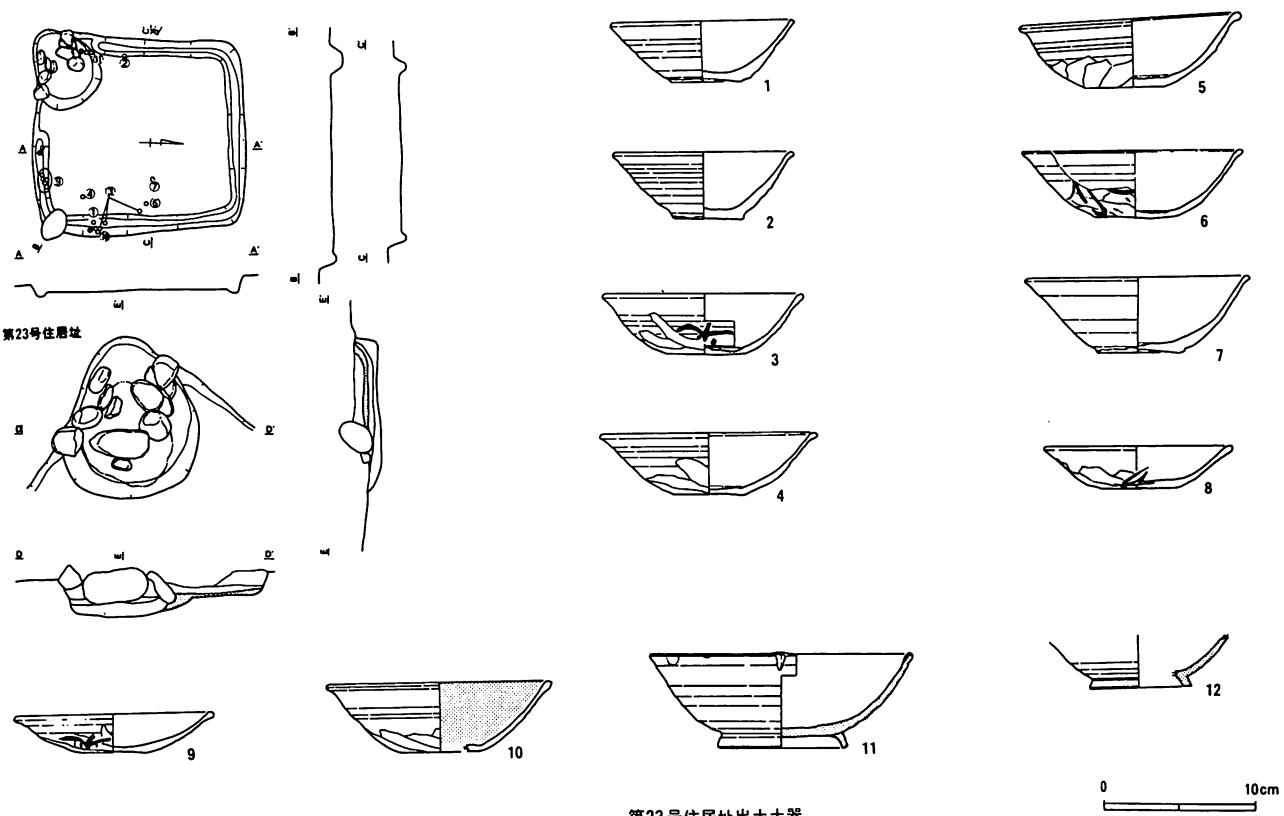
多彩釉陶器として本県で初めての出土例となった垂崎市宮ノ前遺跡第69号住居跡では、住居跡としての実年代が10世紀中葉とされている。この住居跡の中央部分の覆土中、床面から10cmほど上で三彩陶器小壺蓋がほぼ完全な形で出土した(第91図)。三彩自体は明確に三色の釉が施され、図面に見られるとおり施釉方法や施釉個所も三彩陶器における一般的なルールが踏襲されている。この三彩陶器の製作実年代は8世紀中葉と推定される上、その出土状態から見ても住居跡との関連性は薄いものと考えられる。何らかの理由で役割を終えた三彩



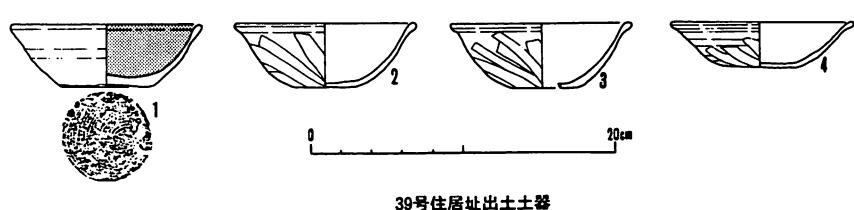
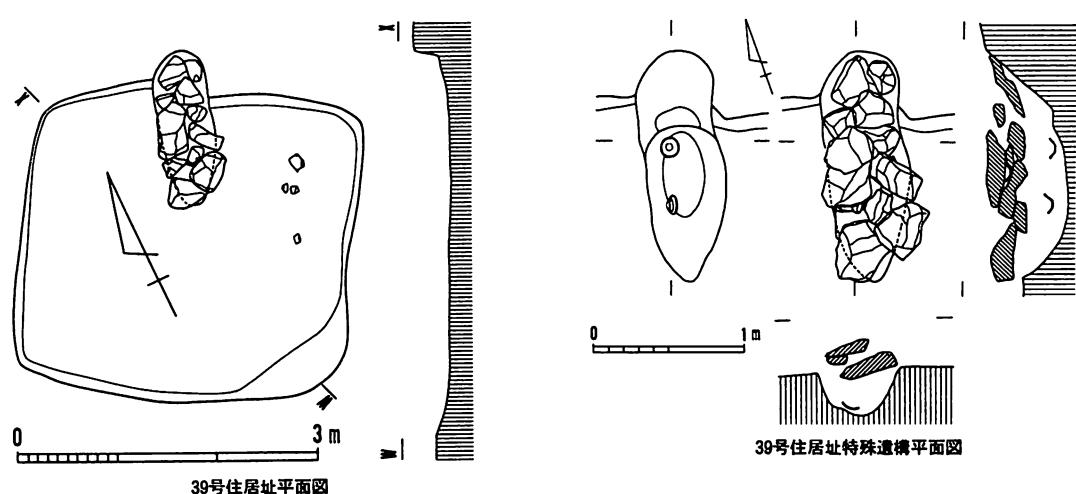
第90図 立石下2区7号住居跡出土三彩陶器



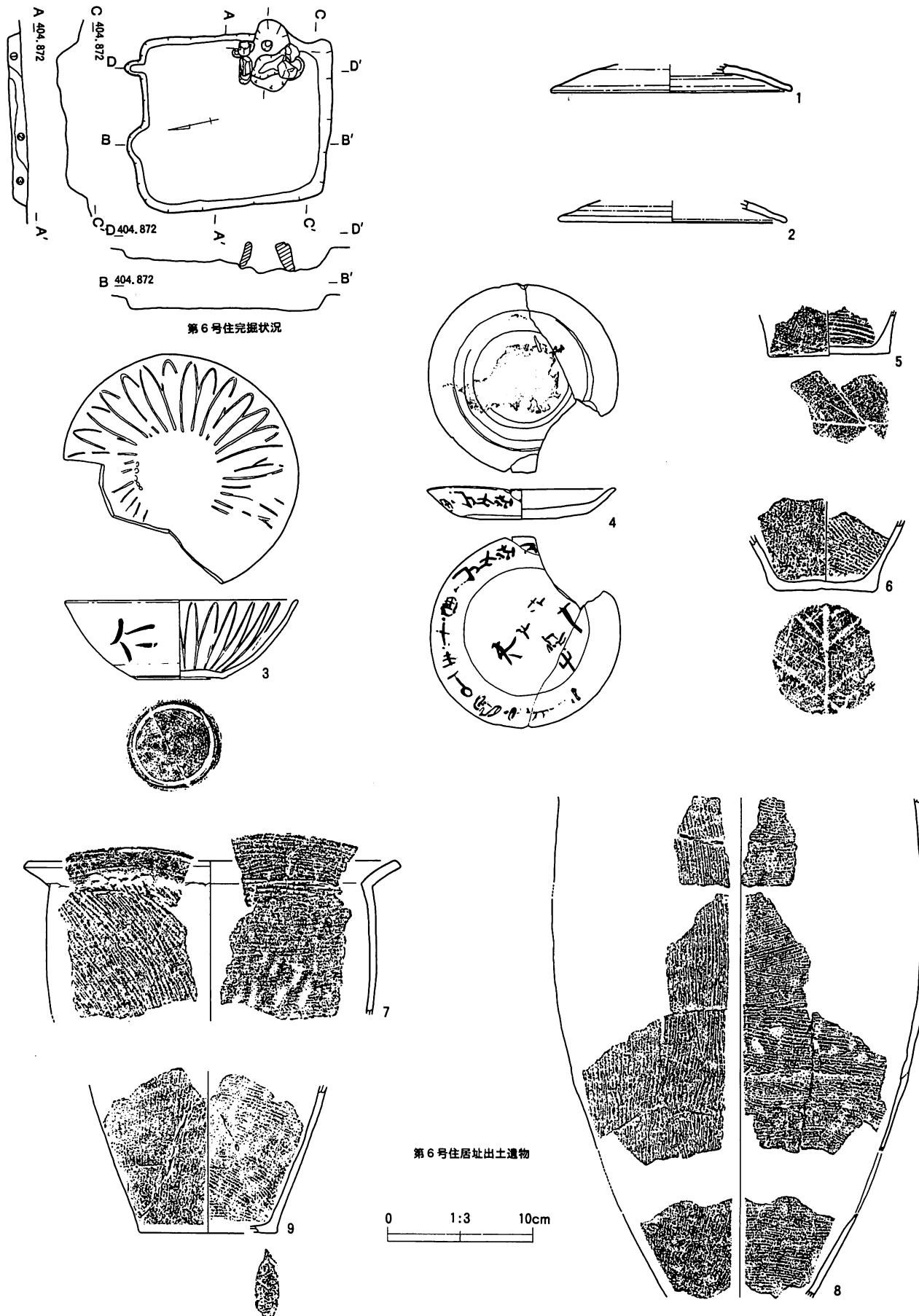
第91図 宮ノ前遺跡第69号住居跡出土三彩陶器



第92図 宮ノ前遺跡第23号住居跡



第93図 柳坪遺跡第39号住居跡



第94図 新田遺跡第6号住居跡

陶器が廃棄されたか流れ込んだか、いずれかの原因が推測され、多彩釉陶器の意義を考える上では情報が少ない。ただし、この第69号住居跡は4～5基の住居跡と複雑に重複している中での最下層の住居跡であり、遺物の回収に関しても現場での作業は困難を極めたと聞いている。今後、詳細に検討を加えれば別な解釈が可能になることも考えられるかもしれない。なお、この蓋の重量は計測の結果23.22 gであった。

本県二例目となる立石下遺跡2区7号住居跡の例については本文中で既に説明してあるが、8世紀末から9世紀初頭と考えられる供伴土器と住居跡床面から出土している(第90図)。もともと同一個体と考えられる三彩小壺の口縁から肩の部分の破片2片である。やはり三色の釉が明確に使用され、透明釉の上に緑釉、緑釉の上に褐釉という基本的な施釉方法がとられている。製作実年代も宮ノ前遺跡と同様で8世紀中葉～後半と推測される。立石下遺跡では発掘された住居跡はほとんど東側にカマドを設置されているが、本住居跡だけは正反対の西側にカマドが設けられている。そのカマド自身も単純な作りで焼土の形成も薄く、日常生活で常に使用されていた状況とは考えられないものであった。また住居跡の規模も一辺が3m未満であり、本遺跡中でもっとも小さな住居跡であった。出土したのは破片であるものの、その出土状況から考えると住居跡との有機的な関連性を考えて差し支えないものであろう。

多彩釉陶器に限定すれば、本県では以上の二例しか事例が存在しないわけであるが、緑釉陶器の出土例として垂崎市宮ノ前遺跡で興味深い例が一つ存在する。

宮ノ前遺跡第23号住居跡(第92図)は実年代が10世紀後半ととらえられる遺構で、輪花状口縁を有する緑釉陶器(11)がカマド脇から出土している。その他に別個体の緑釉陶器も出土しているが、注目すべきは住居跡の構築位置とその規模・構造についてである。宮ノ前遺跡で最も住居跡が密集している部分の最も北端に構築されており、規模も一辺が3m未満の極めて小さな住居跡である。そして奈良・平安時代に営まれた宮ノ前遺跡の300基を越える住居跡の中で、当該期には一般的ではない西側にカマドを設けられた3基の住居跡の中の1基である。立石下遺跡2区7号住居跡とは年代にして1世紀以上の開きがあるが、共通点が多いことに興味が惹かれる。

(3) 非日常的住居跡と施釉陶器

山下孝司氏は、集落遺跡の中において、その構築位置・規模・構造・出土遺物に関して、他の住居跡とは異なる性格が指摘できる住居跡が数は極めて少ないものの存在し、それらについては祭祀的・宗教的な意味合いを有するものではないかと推測している(山下、2000b)。山下氏がとくに取り上げているのは、垂崎市新田遺跡第6号住居跡とその出土遺物である(第94図)。9世紀前半と考えられるこの住居跡は、①規模が極めて小さい点、②床面が軟弱な点、③カマドの状態が通常と異なる点、④多文字の墨書き土器1点と他に墨書き土器1点が出土している点などから、祭祀行為に利用された住居跡である可能性を指摘している。この住居跡からは施釉陶器は出土していないが、先に記した立石下遺跡や宮ノ前遺跡の施釉陶器を出土した非日常的住居跡と、この呪術的な文字を伴う墨書き土器を出土する非日常的住居跡とは、集落内において類似した機能を有していた可能性が指摘できるのではないかであろうか。また以上のような施釉陶器や墨書き土器は出土していないまでも、集落内で異質な性格の住居跡も存在する。長坂町柳坪遺跡39号住居跡(第93図)は10世紀中葉の遺構と考えられる。明確なカマドが存在しないために、本来「住居跡」と解釈して良いかどうかの議論もあるが、集落の外れに立地している点や規模が小さい点、そして土師器を埋納して平石で覆ったと思われる竪穴が北壁に設置されている点などから祭祀的な色合いが感じられる遺構である。竪穴はカマドの未完成品と考えることもできるが、柳坪遺跡の他の平安住居はすべて東カマドである点を考えるとやはり異常である。平安時代の集落遺跡では、単純に施釉陶器や墨書き土器のみを祭祀の代表的遺物であると言い切れぬ複雑さがあると思われる。

多彩釉陶器に限って言えば、奈良時代から畿内において国家的な祭祀・宗教儀礼の道具として製作され始めたそれらが、日本各地の集落遺跡に散らばった後も、集落内において少なからず祭祀・宗教的な機能を果たしていたと考えられる。ただしそのような多彩釉陶器を出土する集落遺跡も「その性格がはっきりしている場合が少なく、隣接する官衙遺跡に伴う関連の集落であったり、遺跡の規模や遺構の内容から郡衙等の性格が推定され得るものであったりする所が多い。それらの遺跡はその地域の中心的な役割を保ち得る性格のものや、交通の要所に当たる場所であることが多い。」(井上、1998)と指摘されている。400基以上の住居跡等が確認された宮ノ前遺跡などは地域の中心たる集落遺跡であった可能性が強いが、立石下遺跡およびそれに隣接する周囲

の遺跡群の状況からは、現時点ではそれらの遺跡群が「地域の中心」とまで言い切れる根拠は存在しない。しかし特異な住居跡から三彩陶器が出土している事実も確固として存在している。各地域における祭祀の特殊性・地域性も考慮しながら多彩釉陶器を出土する集落が当時の社会で持っていた別の新たな意味を考える必要もあるだろう。

立石下遺跡が立地する富士川右岸、御勅使川扇状地の地域は古代における余戸郷や牧の存在が想定される地域である。前にも触れたように、前御勅使川(現在の県道竜王・芦安線)を挟んで北に位置する平安時代の遺跡群は8世紀後半～9世紀前半のものに限られているようであるが、南側では白根町百々遺跡に代表されるように9世紀後半～11世紀のものが多く、現時点の発掘調査の成果では9世紀の半ばを境に集落立地に大きな変化が見受けられる。当該地域でその大きく分かれる遺跡立地が当時の社会においてどのような意味を持っていたのかは、300基近い住居群が確認され、多くの緑釉陶器や古代の分銅も出土し現在も調査続行中である百々遺跡などの調査成果の集成を待たなければならないであろう。

【引用参考文献】

- 山本寿々雄ほか 1973 「甲斐国埋没条理遺構等の調査」山梨県教育委員会
坂本美夫ほか 1983 「奈良・平安時代土器の諸問題」神奈川考古第14号
市村勝巳ほか 1990 「南栗遺跡」長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書7
山下孝司 1991 「宮ノ前第2遺跡・北堂地遺跡」韮崎市教育委員会
瀬田正明 1992 「甲斐型土器の年代」「甲斐型土器—その編年と年代—」山梨県考古学会
平野修・櫛原功一 1992 「宮ノ前遺跡」韮崎市教育委員会ほか
山下孝司 1992 「山梨県における平安時代土器研究の現状」山梨県考古学会誌第5号
翼淳一郎ほか 1994 「古代の土器研究—律令的土器様式の西・東3 施釉陶器」古代の土器研究会
山本茂樹・野代幸和 1994 「丘の公園第7遺跡」山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第92集
森原明廣 1996 「菖蒲池遺跡」山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第119集
山下孝司 1996 「新田遺跡」韮崎市教育委員会ほか
佐野隆 1997 「下大内遺跡・屋敷添第2遺跡・中原遺跡」明野村教育委員会
新津健 1997 「大塚遺跡」山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第137集
櫛崎彰一・翼淳一郎・井上喜久夫 1998 「日本の三彩と緑釉」五島美術館
米田明訓 1998 「新居道下遺跡」山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第147集
鳥羽英継ほか 1999 「更埴条里遺跡・屋代遺跡群」長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書42
保坂康夫 1999 「御勅使川扇状地の古地形と遺跡立地」山梨県埋蔵文化財センター研究紀要15
米田明訓ほか 1999 「十五所遺跡」山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第158集
笠原みゆきほか 2000 「南大浜遺跡」山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第166集
小林健二 2000 「石橋北屋敷遺跡」山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第178集
斎藤秀樹 2000 「村内遺跡詳細分布調査報告書」八田村教育委員会
山下孝司 2000a 「墨書き土器・刻書き土器にみる魔除け符号」山梨県考古学会誌第11号
山下孝司 2000b 「古代社会の墨書き土器」『山梨県史研究第8号』山梨県